



X



Instagram

SNS広告、信じて大丈夫？



❗ 広告だけで判断しない！

広告から受けた印象と実際の契約条件が違ふことがあります。

❗ 「最終確認画面」は必ずチェック！

定期購入である旨や解約条件を表示することが法律で義務付けられています。

❗ 証拠（スクリーンショット）を残す！

広告や最終確認画面、事業者とのやり取りは保存しましょう。事業者と交渉するときの証拠となります。

トラブルの相談は早めに消費者センター(TEL728-2121)または消費者ホットライン(TEL188)へ

【相談件数が急増した商品・役務】

● 医療サービス（11月:4件 ➡ 12月:11件）

相 談

SNSで「初回体験980円」の薄毛治療の広告を見て受診しました。カウンセリング後、医師から「1回だけの施術では効果がない」と言われ、3回で98,000円の高額コースを契約しました。代金はクレジットカードで支払い、契約書面は受領済みです。しかし、冷静になると低額な体験プランから一転して高額な契約となり、負担が大きいため解約したいです。

助 言

相談者は、低額な体験コースの施術を受けるつもりでしたが、未実施のまま高額な契約を結んでしまい、当時の詳しい経緯も思い出せない状況でした。原則としては、契約書の規約に従って解約を進めることとなります。規約には「未施術分の30%か5万円の低い方を支払えば解約できる」とあり、これに基づいた精算が想定されます。しかし、当初の目的であった初回体験が受けられていない点は、広告の内容と異なっています。このことを根拠に、規約どおりの解約金が発生するのは納得できない旨を伝え、より柔軟な対応ができないかクリニック側と話し合ってみよう助言しました。



しつこい訪問販売に困っていませんか？



訪問販売お断りステッカーは、「訪問による販売活動を拒絶する意思表示をしている」ことになり、ステッカーを無視して強引な訪問販売をすることは札幌市の条例違反となります。ご希望の方は、札幌市消費生活課（TEL211-2245）までご連絡ください。